

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動:
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

173 02/10/15

¥100

国連総会決議

新アジェンダ連合が新攻勢

日本の市民の熱い支援が必要

10月3日、ニューヨークの国連本部で中堅国家構想(MPI)が主催し、各国外交官(約20か国)とNGOが同席する戦略協議会が開催された。新アジェンダ連合(NAC)が9月30日に提出した二つの国連総会決議を中心に意見交換が行われた。米国による国際合意の一方的無視が重なるなかで、NACの動向に強い関心が寄せられていた。二つの決議案は、原則の維持と状況の前進を睨んだ、好感もてる内容であった。改めて世界の市民運動、とりわけ日本の反核運動が、NAC決議案支援の強い世論形成のために行動することが求められる。

注目された決議案

新アジェンダ連合(NAC)は1998年に設立され、現在、アイルランド、スウェーデン、メキシコ、ブラジル、ニュージーランド、エジプト、南アフリカの7か国で形成されている。設立以来、「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性」と題する国連総会決議を提案し、多くの反核NGOの支持を集めながら、総会で多数国の賛成を得て採択されてきた。

NACは、2000年の核不拡散条約(NPT)再検討会議では、核兵器国による「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」など13項目の最終合意を引き出すのに大いに貢献した。同年には、それらNPT合意内容を再現した国連総会決議を提案し、米英中も賛成した。

しかし、登場したブッシュ政権はこれら合意を無視し始めた。01年の国連総会では、NACは総会決議ではなく7か国外相コミュニケを発して、この状況に警告した。

今年になって、米国の核態勢見直し(NPR)の結果が明らかになって、事態は

さらに悪化し、NACは春のNPT再検討準備委員会で、新たな攻勢を予感させていた(本誌162・3号)。そのような経過のなかで、今回の決議案の動向が注目されたのである。

決議案の特徴

二つの決議案の全訳は2~3ページに掲げた。紙面の都合で、第一決議の主

4ページ2段目へつづく→◆

中央アジア非核地帯条約: 5カ国が早期締結か

9月27日、ウズベキスタンのサマルカンドで開催された専門家会議で、中央アジア5カ国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)が、中央アジア非核地帯を設立する条

約の文面に合意した。条約内容は明らかになっていないが、5カ国による核兵器の開発、製造、実験および他国への協力と他国による核兵器の域内での配備禁

4ページ左上へつづく→◆



核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性

総会は、

1998年12月4日の決議53/77Y、1999年12月1日の決議54/54Gおよび2000年11月20日の決議55/33Cを想起し、

核兵器の存在が人類の生存に対する脅威であることを確信し、

国際の平和と安定の維持、強化にとって、国際社会全体としての参加が枢要であること、そして、国際的安全保障は集団的な関与が必要な集団的な関心事であることを宣言し、

軍縮の分野で国際的に交渉された条約が国際の平和と安全に根本的な貢献をしてきたこと、そして、一方的および二国間の核軍縮措置は核軍縮に向けた条約に基づく多国間アプローチを補完することを宣言し、

国際司法裁判所が1996年7月8日に出した「核兵器による威嚇またはその使用の合法性」についての勧告的意見と、その「厳格かつ効果的な国際管理の下、すべての側面における核軍縮につながる交渉を誠実にを行い、かつ妥結させる義務がある」という全員一致の結論を想起し、

核兵器国が核兵器を無期限に保有するとすれば、それは核不拡散体制の一貫性と持続性、さらには国際の平和と安全というより広い目標とは相容れないことを宣言し、

すべての核軍縮措置に透明性、検証可能性、不可逆性という根本原則を適用することが重要であることを宣言し、

非戦略的核兵器のさらなる削減は、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部であることを確信し、

核不拡散条約(NPT)の各条項は、各締約国を、いかなる時にも、いかなる状況においても拘束すること、全締約国が条約の下における義務の厳格な遵守に完全なる説明責任を問われること、また、核軍縮についての約束はそこで既になされたのであって、その履行が依然として緊要であることを宣言し、

2000年NPT条約締約国再検討会議において合意された13項目措置の履行について、今日までほとんど進展がないことを深く憂慮し、

定期的な報告がNPTの信頼性を促進することの重要性を強調し、

軍縮会議(CD)が核軍縮にとり組み、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約の交渉再開に失敗し続けていることを

深く憂慮し、

包括的核実験禁止条約(CTBT)が依然として発効していないことを強く憂慮し、

配備され貯蔵されている核兵器の合計が依然として何千にも及び、引き続き核兵器が使用される可能性があることを深く憂慮し、

モスクワ条約によって予定されている配備戦略核弾頭数の削減がアメリカ合衆国とロシア連邦間の段階的核軍縮過程における前進を表すものであることを、配備や作戦上の地位を引き下げるといっただけでは、核兵器の不可逆的な削減や完全廃棄の代わりにはならないことを強調しながらも承認し、

こうした二国間での成果にもかかわらず、核兵器完全廃棄につながる過程に核兵器国5か国すべてを組み込む努力の兆候がみられないことに留意し、

新型の核兵器の開発をしたり、核兵器の使用のための新たな理由付けをするなど、安全保障戦略の一部として、核兵器により広い役割を認めるアプローチが表れつつあることを深く懸念し、

戦略的ミサイル防衛の開発が核軍縮と不拡散に否定的な影響を与えて、地球上、あるいは宇宙における新たな軍拡競争へとつながってゆくかもしれないことを懸念し、

宇宙の兵器化に結びつくようないかなる措置もとられてはならないことを強調し、

NPTに未だ加盟していない13か国が引き続き核の選択肢を保持しており、保障措置下でない核施設を運転していることを深く憂慮し、とくに地域の脆弱性は国際的安全保障に影響を与えることから、この文脈で南アジアと中東において地域的な緊張と安全保障状況の悪化が続いていることを深く憂慮し、

いくつかの地域において非核地帯がより一層進展したこと、特に、南半球とその近接領域においてそれが定着してきたことを歓迎し、

国連ミレニアム宣言にて、国家および政府の元首が大量殺戮兵器、とくに核兵器の廃棄のために努力し、核の危険を除去する方法を探るための国際会議を開催するという可能性も含めて、この目的を達成するためのあらゆる選択肢を開放しておくことを決議したことを想起し、

2000年NPT締約国再検討会議の最終文書において、すべての締結国がNPT第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう保有核兵器を完全廃棄すると核兵器国が明確に約束したことを考慮にいれつつ、

- 核兵器が使用される可能性が増大しており、引き続き人類にとっての危険になっていることを再確認する。
- 新たな核軍拡競争に結びつくような行動や、核軍縮や核不拡散に否定的な影響を与えるあらゆる行動を慎むことを全ての国に要求する。
- 核軍縮と不拡散の分野における国際条約を遵守し、それら条約によるすべての義務をきちんと果たすようすべての国に要求する。
- 核軍縮を達成するために必要な青写真を提供する成果を出した2000年NPT締約国再検討会議において達成された実質的な合意の完全かつ効果的な履行を、断固として、また変わらぬ熱意をもって追求するようにすべての締約国に要求する。
- すべての非核兵器国に対する法的に拘束力のある安全の保証に関する多国間交渉が妥結されるまでは、安全の保証に関して今ある誓約を完全に尊重し、この問題を2005年NPT締約国再検討会議への勧告を視野に入れた優先事項とすることを核兵器国に対して要求する。
- 核兵器国に対して保有核兵器と軍縮措置に関する透明性と説明責任を向上させるように要求する。
- 2005年NPT締約国再検討会議に向けた準備委員会が、第6条の履行に関して、締約国が定期的に提出する報告書 2000年最終文書の第15段落の第12節と、1995年決定の段落4(c)において概説されているものについて審議する必要性を再確認する。
- 戦略的核削減の文脈において核弾頭を破壊し、それを再配備することのできる状態に置かないことによって、NPTにおいてなされた不可逆性の原則を適用するという誓約を履行するよう核兵器国に要求する。
- CTBTの早期発効を実現するための署名と批准の重要性と緊急性について合意する。
- CTBTが発効するまでは、核爆発実験やその他の核爆発のモラトリアムを支持し、維持するよう要求する。
- CTBTの下における国際的核実験監視システムの設置が、条約の発効の現実の見通しより進んでいるが、こうした状況は普遍的かつ包括的な実験禁止条約とは相容れないために、CTBTの早期発効がとくに緊要であることを再確認する。
- 非戦略的核兵器のさらなる削減が優先事項と認められるべきであること、また、核兵器国はこれに関する誓約にしたがって行動しなければならないことに合意する。
- また、非戦略核兵器の削減は透明かつ不可逆的な手法で行なわれるべきであり、非戦略的核兵器の削減と廃棄は包括的な軍備削減交渉の中に含まれるべきであることに合意する。この文脈において、以下を達成するため、緊急の行動が必要で

ある。

- (a) 一方的イニシアチブによる核軍備削減と軍縮過程の不可欠な一部としての非戦略的核兵器のさらなる削減。
 - (b) 非戦略核兵器による脅威を削減するために、さらなる信頼醸成と透明性を高める措置。
 - (c) 核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減に向けての具体的な合意された措置。
 - (d) 1991年のブッシュ・ゴルバチョフ宣言のような、非戦略核兵器削減に関して存在する非公式の2国間合意の、法的拘束力のある合意への公式化。
14. 核兵器の完全廃棄につながるような過程に5核兵器国すべてを切れ目なく統合してゆくような措置をとることを核兵器国に要求する。
 15. 軍縮会議 (CD) が遅滞なく核軍縮を取り扱うための特別委員会を設立することに合意する。
 16. CDが、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な条約の交渉を、核軍縮と核不拡散という両方の目的を考慮に入れつつ再開するべきことにも合意する。
 17. CDが1992年2月13日の決定 (CD/1255) に含まれている、あらゆる側面における大気圏外での軍拡競争の防止に関する委託任務の検証とその更新作業を完了

させ、できる限り早く特別委員会を再度設立するべきことに合意する。

18. NPTの締約国になっておらず、保障措置の下にない核施設を運転している3か国に対して、同条約に非核兵器国として迅速にかつ無条件に条約に加盟すること、そして核不拡散を確証するために、求められる全面的保障措置協定を、国際原子力機関 (IAEA) 理事会によって1997年5月15日に承認された「保障措置適用のためのIAEAとの合意に追加されたモデル議定書 (IAEA, INFCIRC/540 (訂正)) にしたがった追加議定書と共に発効させること、さらに、核兵器開発や配備を追求するあらゆる政策を明確かつ緊急に撤回すること、および、地域と国際の平和と安全や核軍縮と核兵器の拡散防止のための国際社会の努力を損なうようなあらゆる行動を慎むことを、要求する。
19. 全面的保障措置協定をIAEAとまだ締結していない国に対してはそれを締結し、保障措置協定の追加議定書をモデル議定書に基づいて締結するよう要求する。
20. 関係する地域の国々間で自由に達成されたとり決めによる、国際的に認知された非核地帯の設立が、世界的、地域的な平和と安全を前進させ、核不拡散体制を強化し、核軍縮という目標の実現に向けて貢献するという確信を再確認し、中東や南アジアといったまだ非核地帯の存在していないところに非核地帯を設立する

ための提案を支持する。

21. IAEA、ロシア連邦とアメリカ合衆国の間の三者構想を完成させ、実行すること、そして、他の核兵器国がそこへ参加する可能性について考慮することを要求する。
 22. すべての核兵器国が、軍事的目的にはもはや必要とされない核分裂性物質を、実現可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度を作ること、およびそうした物質が永久に軍事プログラムの外に置かれていることを確実にするため、平和的目的のために処分するための制度を作ること、を要求する。
 23. 核兵器のない世界が、究極的には、普遍的で多国間で交渉された、法的拘束力のある条約や、相互に補強しあう条約体系を含む枠組みによる下支えを必要とすることを確認する。
 24. 決議55/33Cの履行に関する事務総長の報告書を承認し、現在ある資源の範囲内で、本決議の履行に関する報告書を作成するように要請する。
 25. 第58総会の暫定的議題の中に「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダ (議題) の必要性」と題する項目を含め、その会期において本決議の履行について検討することを決定する。
- (訳：田辺俊明、ピースデポ。強調は編集部。) 印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。

決議2

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン提出決議案

2002年10月1日 A/C.1/57/L.2

非戦略核兵器の削減

総会は、

2000年11月20日の決議55/33Dを想起しつつ、

1996年7月8日に国際司法裁判所 (ICJ) によって出された「核兵器による威嚇またはその使用の合法性」に関する勧告的意見と、その「厳格で効果的な国際的管理の下、すべての側面における核軍縮につながる交渉を誠実にやり、完了させる義務がある」という全会一致の結論を考慮しつつ、

2000年核不拡散条約 (NPT) 締約国再検討会議の最終文書にある、すべての締約国がNPT第6条の下で誓約している目標である核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を強調しつつ、

NPT締約国が、同条約における義務に厳格に従うことの必要性和、2000年と1995年の再検討会議で合意された関連決定および最終文書における約束を支持することの必要性を再確認しつつ、

国連事務総長がミレニアム総会で行った

報告において非戦略核兵器削減の問題に重点を置いたことに留意しつつ、

2000年NPT締約国再検討会議の最終文書において、非戦略核兵器のさらなる削減を行うという誓約がなされたこと、Part I、第6条および前文第8・第12節、第15節における第9節参照を強調しつつ、

配備もしくは貯蔵されている核兵器の総数が、依然何千にのぼることを懸念しつつ、

核軍縮につながるよう、透明性、検証可能性、不可逆性を持った核兵器の削減を行うという特段の責任が核兵器国にあることをくり返しつつ、

1. 非戦略核兵器のさらなる削減が優先事項と認められるべきであると合意する。
2. 非戦略核兵器の削減と廃棄が、核軍備削減と軍縮過程の不可欠な一部分として含められるべきであると合意する。
3. 非戦略核兵器のさらなる削減は、透明性と不可逆性を持ったやり方で行われるべきであると合意する。
4. 1991年と1992年にアメリカ合衆国とソビ

エト社会主義共和国連邦 / ロシア連邦によって行われた、非戦略核兵器についての大統領核イニシアチブを、保持し、再確認し、履行し、さらに増強することの重要性について合意する。

5. 大統領核イニシアチブを、法的拘束力を持った条約として成文化することをロシア連邦とアメリカ合衆国に要求する。
6. 非戦略核兵器による脅威を削減するために、さらなる信頼醸成と透明性を高める措置を要求する。
7. 非戦略核兵器システムの作戦上の地位のさらなる低減に向けての具体的な合意された措置を要求する。
8. 非戦略核兵器の重要な削減に関する効果的に検証可能な合意に向けての交渉に着手することを、ロシア連邦とアメリカ合衆国に要請する。
9. 非戦略核兵器の輸送と貯蔵における、特段の保安と物理的な防護のための措置の重要性について合意する。
10. 非戦略核兵器の削減問題に関する国連加盟国の諸見解を含む報告書を第58総会に提出することを事務総長に要請する。
11. 「非戦略核兵器の削減」と題する議題を第58総会の暫定議題に含めることを決定する。(訳：市岡真之、ピースデポ) 印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。

止が含まれるとみられている。5カ国は早期調印で合意しており、アナン国連事務総長が予定している中央アジア訪問(10月16~23日)にあわせて調印式が行われる可能性が高いと報じられた。10月5日『ワシントン・ポスト』によると、調印式の場所は、旧ソ連の核実験場であったカザフスタンのセミパラチンスクとなる可能性が高いと伝えられる。

世界で5番目、北半球初の非核地帯の実現が目前となった。

5カ国が正式に非核地帯化に合意した97年のアルマトイ宣言以来、5年にわたり交渉が続けられていたが、核兵器の地域内一時通過問題と、1992年のタシケント集団安全保障条約など、既存の条約との優先順位問題などが障害となり、5カ国の意見は一致しなかった。『ワシントン・ポスト』によると、今回の会議でもこれらの点で協議が続けられたという。最終的にどのような文言と解釈で合意に至ったのか、今後注意深く検討する必要がある。

米モンレー研究所のスコット・バリッシュ氏の考察も含めて、条約の全体については、あらためて論じたい。(中村桂子)

日誌

2002.9.21 ~ 10.5

(作成:竹峰誠一郎、中村桂子)

ASEM=アジア欧州会議 / CD=ジュネーブ軍縮会議 / CIA=米中央情報局 / CTBT=包括的核実験禁止条約 / DOD=米国防総省 / DOE=米エネルギー省 / EU=欧州連合 / IAEA=国際原子力機関 / ICC=国際刑事裁判所 / NATO=北大西洋条約機構 / SACO=沖縄に関する特別行動委員会 / UNMOVIC=国連監視検証査察委員会 / WB=ホワイトビーチ / WMD=大量破壊兵器

9月21日 イラク政府、WMD査察問題に関する米主導の新安保理決議拒否声明。

9月22日 ASEM第4回首脳会議、コペンハーゲンで開催(～24日)。

9月24日 英政府、イラクのWMDに関する評価報告書を公表。神経ガスや炭疽菌兵器を45分で配備可能など指摘。

9月24日 日中軍縮・不拡散協議、東京で開催。中国CTBT重視再表明、CD停滞打開へ緊密協議で合意。

9月24日 NATO非公式国防省会議、ワルシャワで開催(～25日)。

9月24日 米カリフォルニア州サンタクルーズ市議会、米イラク攻撃反対決議全会一致採択。

9月26日 米国、ネバダ州で未臨界実験¹ロツ

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、市岡真之、青柳絢子、池田佳代、佐藤毅彦、竹峰誠一郎、田辺俊明、津留佐和子、梅林宏道

要な特徴のみを以下に箇条書きにしておきたい。

1 ミサイル防衛を批判

ABM条約が破棄された今、それにとって代ったと言えるミサイル防衛について、明確な批判を行った(前文第18節)。その際、注目すべきことは、「戦略的ミサイル防衛」に限定した批判を行っていることである。NATO諸国などに支援を広げるための配慮がうかがえる。また、プッシュのミサイル防衛が、包括的であることを逆手にとった戦術とも見える。

2 米国のNPRを暗に批判

名指していないが、新型核兵器の開発や核兵器への新しい役割の追求に言及して懸念表明をした(前文第17節)。

3 「大幅削減」の問題点を指摘

しばしば日本政府が強調する米口戦略兵器の大幅削減について、不可逆的な削減でなければならないことを指摘し

コ²実施、通算19回目。

9月27日 米英両政府、対イラク新安保理決議共同作成、1週間以内に大統領府を含むあらゆる場所の査察同意求める。

9月27日 国連総会、東ティモールの国連加盟全会一致で承認、国連加盟国191カ国へ。

9月27日 中央アジア5カ国、ウズベキスタンのサルカンドで専門家協議開催、中央アジア非核地帯条約調印で合意。(本号参照)

9月30日 小泉首相内閣改造、新防衛庁長官に石破茂氏。

9月30日 EU外相理事会、米兵のICC引渡し拒否の2国間協定、条件付容認。

9月30日 米議会予算局、対イラク戦費月60億～90億ドル、試算発表。

9月30日 国連総会第一委員会開幕。新アジェンダ連合、核軍縮決議案を提出。(本号参照)

10月1日 イラク、UNMOVIC、IAEA等との間で、大統領官邸などを除く全施設の「無条件・無制限」査察受入れで合意。

10月1日 米政府、対イラク新安保理決議前の査察再開反対表明。3日、UNMOVICのプリクス委員長、安保理でイラク査察延期の考えを示す。

10月3日 DOE内部調査チーム、地下核実験の必要が生じた場合2・3年以内に再開できるよう人材確保や実験装置更新を勧告。

10月3日 ケリー米國務次官補、米特使として訪欧(～5日)。

10月4日 印バ、核弾頭搭載可能なミサイル実験実施、印短距離の地对空ミサイル「アカシュ」、バ中距離弾道ミサイル「ハトフ4」。

10月4日 テネットCIA長官、報告書でイラクが核兵器に転用可能な物質を輸入できるなら1年以内の開発が可能と指摘。

10月4日 政府、奄美大島沖の工作船を物証から北朝鮮籍であると断定。

沖縄

9月25日 那覇防衛施設局、03年9月2日に使

(前文第15節)、「再配備することのできる状態に置かない」よう要求した(主文第8節)。

4 .13項目履行に進展がないと指摘

NPT過程を実質的なものにすべきであるという当然の主張が明確にだされている(前文第10節)。この辺の態度が、多くのNGOの共感を誘う部分であろう。

新しいNAC決議に対する米同盟国の反応は複雑である。MPIの会議でも、その状況が浮かび上がった。各国の反核運動がNACを熱烈に支援することが、改めて重要になっている。10月末の採決に向けて、日本政府にNAC決議案に賛成するよう要請しよう。(梅林宏道)

要請先:川口順子外務大臣、

天野之弥軍備管理科学審議官

FAX:03-6402-2602 e-mail:ウェブ「外交政策への意見のページ」から送る。http://www2.mofa.go.jp:8080/mofaj/mail/qa.html

用期限が切れる嘉手納基地の一部用地について、首相に強制使用認定を申請。

9月27日 米強襲揚陸艦エッセックス、揚陸輸送艦ジュノー、勝連町WBに寄港。30日、出港。

9月27日 キャンプ・ハンセン演習場のレンジ2付近で山火事発生。17時間後に鎮火。

9月27日 政府、返還軍用地の原状回復に必要な措置、期間について、国が定める返還実施計画に明確に規定する政令改訂を決定。

9月27日 嘉手納町金属飛来事件で、嘉手納基地が文書で回答。事件当時の訓練実施を明記。飛来金属片が訓練の発射物かは言及せず。

9月30日 米海軍極東海上輸送部隊所属の戦闘補給艦コンコルド、那覇軍港に寄港。10月1日、出港。3日、再入出港。

10月3日 日米合同委、SACO最終報告で確認の読谷補助飛行場の全面返還と楚辺通信所(象のオリ)の移設工事の実施で合意。

今号の略語

ABM = 対弾道弾ミサイルシステム

MPI = 中堅国家構想

NAC = 新アジェンダ連合

NATO = 北大西洋条約機構

NGO = 非政府組織

NPR = 核態勢見直し

NPT = 核不拡散条約

ピースデポ電子メールアドレス

事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

川崎哲 <kawasaki@peacedepot.org>

中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>